

公安委員会の警察改革への取組み状況

1 監察の実施状況等の公安委員会に対する報告

監察の実施計画及びその実施状況について、定期的に警察から公安委員会に報告することが定められました。

2 「監察の指示」の規定の制定

公安委員会は、不祥事案の事実関係やその処理方針については、警察から報告を徴するにとどまることなく、具体的・個別的な監察の指示ができることとされ、この指示の実効性を確保するために、点検担当委員による監察状況の機動的点検ができること、警察職員に補助させることができることが定められました。

これに基づき、いくつかの公安委員会において、監察の指示が出されています。

3 懲戒事由に係る事案の公安委員会に対する報告

懲戒事由に係る事案については、従来必ずしも報告の基準が明らかではありませんでしたが、一定のものについて警察から公安委員会に報告することが定められました。

4 公安委員会補佐体制の整備

公安委員会を効果的に補佐する体制として、国においては、国家公安委員会会務官が置かれ、必要なスタッフが配置されており、また、各都道府県においては、公安委員会補佐室等が置かれています。

5 「管理」概念の明確化

国家公安委員会運営規則及び各都道府県公安委員会の運営規則を改正して、「管理」概念を明確化しました。

管理とは

警察行政について、運営の大綱方針（事務の運営の準則その他事務を処理するに当たり準拠すべき基本的な方向又は方法）を定めること。

個々の事務執行の細部についての指揮監督は行いませんが、事務執行が公安委員会が示した大綱方針に適合していないと認められる場合には、大綱方針に適合させるよう、必要な指示を行うことがあります。

大綱方針としては、例えば、監察に関する規則などの一般的なルールを定めたもののほか、会議の場で審議・了承された基本方針などがあります。

6 公安委員会委員の任期の制限

国家公安委員会委員については、2期10年まで、都道府県公安委員会委員については、3期9年まで、それぞれ任期が制限されました。

詳細については、こちら「総合評価書＜公安委員会関係部分抜粋＞」